

令和6年度 高等職業訓練促進給付金 現況届

令和 年 月 日

横浜市 長

住所 _____
氏名 _____
生年月日 S・H 年 月 日
電話 - -

次のとおり、現在の状況について届出ます。また、高等職業訓練促進給付金の支給に関して、私の児童扶養手当の受給状況並びに、私及び私の同一世帯の者の地方税関係情報、住民票関係情報について調査することに同意します。

1 申請者と同一の世帯に属する者の構成（令和6年7月31日現在）

住民票の世帯が別であっても、ご同居されている方を全員記入してください。申請者本人の記載は不要です。

氏名	生年月日	申請者との続柄
フリガナ	年 月 日	
フリガナ	年 月 日	
フリガナ	年 月 日	
フリガナ	年 月 日	
フリガナ	年 月 日	

2 児童扶養手当の受給状況（令和6年7月31日現在）

該当する項目にチェックをしてください。

有（ 全部支給 一部支給 全部停止）

無

「無」の方は本現況届のほか提出書類があります。「5 提出書類について」をご確認ください。

3 養育費等に関する申告

養育費の受け取り状況について、
該当する項目にチェックをしてください。

受け取っていない

受け取っている

養育費を受け取っている場合は、右欄に受け取り状況を記入してください



	受取人	
	申請者	児童
令和5年1月	円	円
令和5年2月	円	円
令和5年3月	円	円
令和5年4月	円	円
令和5年5月	円	円
令和5年6月	円	円
令和5年7月	円	円
令和5年8月	円	円
令和5年9月	円	円
令和5年10月	円	円
令和5年11月	円	円
令和5年12月	円	円
合計	円	円

【裏面あり】

4 世帯の課税状況について

申請者のみでなく、1で記載した同居する全員を含めた令和6年度（令和5年分所得金額）の世帯の課税状況について、該当する項目にチェックをしてください。

（例：申請者自身は非課税だが、同居する祖父母のいずれかが課税の場合→「課税世帯」にチェック）

課税世帯 非課税世帯

5 令和6年1月1日時点の住所について

令和6年1月1日時点でお住まいだった自治体について、該当する項目にチェックをしてください。また、横浜市外に住んでいた方は、自治体名を記入してください。

横浜市内 横浜市外（ ）

6 提出書類について

	書類名	対象者
(1)	現況届（本届出用紙）	電子申請システムにて申請しなかった方
(2)	16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書	該当者のみ （令和5年12月31日において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいて、控除対象扶養親族として申立てをする場合）
(3)	母子家庭の母または父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本（抄本）【原本】	「2 現在の児童扶養手当受給状況について」で「無」を選択された方

※ 戸籍謄本は、現況届の作成日から一か月以内のものをご提出ください。

7 変更がある場合について

ご提出いただきました現況届の内容で、住所、世帯構成、世帯の課税状況等を審査し、これまでの状況と変更があった場合には、別途変更届の提出を追加で依頼させていただきます。変更がない場合は、特に追加の手続きはありません。

また、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった、市内に住所を有しなくなった、修業を取りやめた等により支給要件に該当しなくなったときは、資格喪失（変更）届の提出が必要となります。その際は横浜市子ども青少年局子ども家庭課子ども家庭係へご一報ください。

本届出書提出期限：令和6年8月31日

同封の返信用封筒にて、以下のあて先へご郵送ください。なお、現況届をご提出いただけない場合、8月以降の高等職業訓練促進給付金が差止めになりますのでご注意ください。

【提出・問い合わせ先】 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市子ども青少年局子ども家庭課
ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金担当
TEL:045-671-2390/FAX:045-681-0925

令和6年度 高等職業訓練促進給付金 現況届

横浜市 長

届出の記入日を記入して下さい。

令和6年 8月 1日

住 所 横浜市中区本町 6-50-10
氏 名 横浜 太郎
生年月日 S・H x年 〇月 △日
電 話 090 - xxx - 〇〇〇

次のとおり、現在の状況について届出ます。また、高等職業訓練促進給付金の支給に関して、私の児童扶養手当の受給状況並びに、私及び私の同一世帯の者の地方税関係情報、住民票関係情報について調査することに同意します。

1 申請者と同一の世帯に属する者の構成（令和6年7月31日現在）

住民票の世帯が別であっても、ご同居されている方を全員記入してください。申請者本人の記載は不要です。

氏名	生年月日	申請者との続柄
フリガナ 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	平成〇〇年 〇月 〇日	子
フリガナ 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	令和〇〇年 〇月 〇日	子
フリガナ 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	昭和〇〇年 〇月 〇日	祖母
フリガナ -----	年 月 日	
フリガナ -----	年 月 日	

2 児童扶養手当の受給状況（令和6年7月31日現在）

該当する項目にチェックをしてください。

有（ 全部支給 一部支給 全部停止）

無

「無」の方は本現況届のほか提出書類があります。「6 提出書類について」をご確認ください。

3 養育費等に関する申告

養育費の受け取り状況について、
該当する項目にチェックをしてください。

受け取っていない

受け取っている

養育費を受け取っている場合は、右欄に受け取り状況を記入してください



	受取人	
	申請者	児童
令和5年1月	円	10,000円
令和5年2月	円	10,000円
令和5年3月	円	10,000円
令和5年4月	円	10,000円
令和5年5月	円	10,000円
令和5年6月	円	10,000円
令和5年7月	円	10,000円
令和5年8月	円	10,000円
令和5年9月	円	10,000円
令和5年10月	円	10,000円
令和5年11月	円	10,000円
令和5年12月	円	10,000円
合計	円	120,000円

【裏面あり】

4 世帯の課税状況について

申請者のみでなく、1で記載した同居する全員を含めた令和6年度（令和5年分所得金額）の世帯の課税状況について、該当する項目にチェックをしてください。

（例：申請者自身は非課税だが、同居する祖父母のいずれかが課税の場合→「課税世帯」にチェック）

課税世帯 非課税世帯

5 令和6年1月1日時点の住所について

令和6年1月1日時点でお住まいだった自治体について、該当する項目にチェックをしてください。また、横浜市外に住んでいた方は、自治体名を記入してください。

横浜市内 横浜市外（ ×市 ）

6 提出書類について

	書類名	対象者
(1)	現況届（本届出用紙）	電子申請システムにて申請しなかった方
(2)	16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書	該当者のみ （令和5年12月31日において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいて、控除対象扶養親族として申立てをする場合）
(3)	母子家庭の母または父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本（抄本）【原本】	「2 現在の児童扶養手当受給状況について」で「無」を選択された方

※ 戸籍謄本は、現況届の作成日から一か月以内のものをご提出ください。

7 変更がある場合について

ご提出いただきました現況届の内容で、住所、世帯構成、世帯の課税状況等を審査し、これまでの状況と変更があった場合には、別途変更届の提出を追加で依頼させていただきます。変更がない場合は、特に追加の手続きはありません。

また、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった、市内に住所を有しなくなった、修業を取りやめた等により支給要件に該当しなくなったときは、資格喪失（変更）届の提出が必要となります。その際は横浜市子ども青少年局子ども家庭課子ども家庭係へご一報ください。

本届出書提出期限：令和6年8月31日

同封の返信用封筒にて、以下のあて先へご郵送ください。なお、現況届をご提出いただけない場合、8月以降の高等職業訓練促進給付金が差止めになりますのでご注意ください。

【提出・問い合わせ先】 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市子ども青少年局子ども家庭課
ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金担当
TEL:045-671-2390/FAX:045-681-0925

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

- 私（申請者）の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
	フリガナ 氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	就労の有無
1				年 月 日		有・無
2				年 月 日		有・無
3				年 月 日		有・無
4				年 月 日		有・無

この申立書により申し出る16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の人数が、所得税及び住民税における内容と相違ありません。

年 月 日

住所

氏名

（注意事項）

- この申立書は、「高等職業訓練促進給付金」及び「高等職業訓練修了支援給付金」の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告書の事業専従者でない
- 記入欄が足りない場合は、子の氏名等を複数枚の申立書に分けてご記入ください。